

入院時の食事療養費変更について

令和7年4月1日より
入院時の食費の患者負担額が
変更になります。

健康保険法等の改正（令和7年3月24日告示）により、
下記のとおり入院時の食事療養費の負担額を変更いたします。
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上	※全医療機関共通の値上げ金額となります。	
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ	現役並Ⅲ 現役並Ⅱ 現役並Ⅰ 一般	490円/食	<u>510円/食</u>
区分オ	低所得Ⅱ	230円/食 180円/食（*長期該当）	<u>240円/食</u> <u>190円/食</u> （*長期該当）
	低所得Ⅰ	110円/食（療養病棟医療区分3・2の方） 140円/食	110円/食（療養病棟医療区分3・2の方） 140円/食

*（長期該当）住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が90日を超えた方は、
保険者へ長期該当の申請を行わなければ減額の適用は受けられません。
また、適用は病院へ提示のあった月からです。